

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理に関する現状と目標（全域）

生活排水の処理については、次に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていきます。

表 3-1-1 生活排水処理に関する現状と目標

生活排水処理に関する現状と目標		現状： R6 (2024)年度		中間目標： R13 (2031)年度		目標： R18 (2036)年度	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道 (人)	35,690	52.9%	38,688	58.6%	39,795	61.9%
	農業集落排水施設等 (人)	3,386	5.0%	1,347	2.0%	0	0.0%
	合併処理浄化槽等 (人)	14,691	21.8%	14,870	22.5%	14,738	22.9%
	小計：汚水衛生処理人口 (人)	53,767	79.7%	54,905	83.2%	54,533	84.8%
	単独処理浄化槽 (人)	5,118	7.6%	4,137	6.3%	3,648	5.7%
	非水洗化人口 (人)	8,597	12.7%	6,948	10.5%	6,129	9.5%
	小計：未処理人口 (人)	13,715	20.3%	11,085	16.8%	9,777	15.2%
合計：総人口 (人)	67,482	100.0%	65,990	100.0%	64,310	100.0%	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量 (kL)	2,290		2,054		1,812	
	浄化槽汚泥量 (kL)	12,941		11,396		10,476	
	合計 (kL)	15,231		13,450		12,288	

※ 中間目標は計画中間年度(R12)の翌年、目標は計画最終年度(R17)の翌年の数値になります。

(2) 生活排水処理施設

① 公共下水道

本市の公共下水道事業は、流域関連公共下水道の北那須処理区と特定環境保全公共下水道の黒羽処理区があり、「那珂川流域別下水道整備総合計画」（平成 24(2012)年度 栃木県）に包含されています。

② 農業集落排水処理事業

本市には、4 地区の農業集落排水事業があり、いずれも整備は完了しています。このうち、荒井町島地区は、流域関連下水道に平成 27(2015)年度に接続を完了しており、現在は 3 地区となっています。今後、特定環境保全公共下水道への編入を行う予定となっています。

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、台所や風呂からの生活排水と水洗便所の排水を併せて処理する施設で、公共下水道及び農業集落排水事業の区域外の市全域で個人設置を推進しています。

また、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換も進められています。

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、那須地区広域行政事務組合の許可業者が行っています。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理

本市のし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、那須地区広域行政事務組合が運営する第2衛生センターで行っています。中間処理後の汚泥は、焼却され那須地区広域行政事務組合が設置運営する那須グリーンネクサスで最終処分し、中間処理後の水は、那珂川へ放流しています。

表 3-2-1 処理施設の概要

施設名	第2衛生センター
所在地	栃木県那須塩原市越堀 659 番地 2
処理能力	150kL/日
処理方式	標準脱窒素処理+高度処理

第3節 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道整備区域の拡大

公共下水道整備の中心が市街地から郊外へ移行していることから、下水道未整備区域については、整備効率を考え、整備を進める必要があります。

(2) 公共下水道への接続

令和 6(2024)年度の本市の公共下水道の整備が行われた区域における下水道への接続率は、87.6%となっています。公共用水域の水質の保全のため、下水道の整備が行われた区域では下水道へ早期に接続し、生活排水を処理する必要があります。未接続世帯等に対して、下水道への早期接続について、啓発する必要があります。

(3) 合併処理浄化槽への転換

公共下水道整備事業は、他事業に比べて財政規模が大きく、全体計画区域全域を整備するためには長期間を要する事業になります。そのため、下水道の整備が見込まれない区域においては、水環境の保全のため合併処理浄化槽を整備する必要があります。

近年は、単独処理浄化槽と汲み取り便槽を使用している家庭から、台所、洗濯、風呂等の生活雑排水を未処理のまま放流していることが、水質汚濁の要因の一つと考えられています。

そのため、単独処理浄化槽と汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換することは、重要な課題であり、生活排水を適正に処理するため啓発する必要があります。

(4) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

処理性能を維持するために合併処理浄化槽は、浄化槽法第 10 条に基づく年 1 回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられ、第 11 条に基づく年 1 回の処理水質の法定検査を行う必要があります。水環境保全のため、適切な維持管理を行うことの周知及び年 1 回の法定検査の受検率を向上させるための啓発が必要となります。

第 4 節 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の施策

- ◆ 生活排水の公共用水域への影響に関する情報を提供し、処理の推進に向けた市民、事業者の意識啓発を図ります。
- ◆ 公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域では、接続率の向上に向けた普及啓発を行います。
- ◆ 公共下水道及び農業集落排水施設は、適切な施設の維持管理を行い、機能を維持するとともに施設の長寿命化を図ります。
- ◆ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に向けた啓発を行います。
- ◆ 合併処理浄化槽を設置する市民への補助を行います。浄化槽設置整備事業については、表 3-4-1 のとおり実施していきます。
- ◆ 合併処理浄化槽の機能を確保し、良好な水質を維持するため、定期的な保守点検等の維持管理が必要です。合併処理浄化槽の適正な維持管理及び法定検査の受検について、浄化槽管理者（市民、事業者）に周知します。
- ◆ 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置について、適切な業者による工事の実施を市民、事業者にも周知します。

表 3-4-1 浄化槽設置整備事業

事業名称	浄化槽設置整備事業
現有設備の内容	
直近の整備済み基数（基） 令和6(2024)年度	40基
処理人口（人）	131人
整備計画（中間目標値）	
整備計画基数（基）	250基
整備計画人口（人）	805人
事業期間	令和8(2026)年度～令和12(2030)年度
整備計画（目標値）	
整備計画基数（基）	500基
整備計画人口（人）	1,610人
事業期間	令和13(2031)年度～令和17(2035)年度

(2) し尿・浄化槽汚泥の施策

- ◆ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、今後も那須地区広域行政事務組合の許可業者で行います。
- ◆ し尿・浄化槽汚泥の運搬経路は、運搬車の集中を防止し、走行による環境負荷の低減を図るためルートを検討します。
- ◆ し尿・浄化槽汚泥の処理は、今後も那須地区広域行政事務組合の第2衛生センターで行い、施設の維持管理等に協力します。



第2衛生センター